リブラで学んでみませんか？

男女共同参画センター「リブラ」 ☎ 22 - 3996

■**「日商簿記３級講座」**
簿記は、さまざまな職種で必要となる基礎知識で、「働きたい！」と考えている人にお勧めの講座です。男性も女性も受講できます。また、午前中の講座で託児つきなので、育児中の人も安心して受講できます。資格を取って活躍の場を広げてみませんか。
全 17 回の資格試験対策の講座です。
託児希望者は申込時にご連絡ください。

▶**日時**　8 月 29 日㈭　10 時～ 12 時
9 月 3 日㈫～ 10 月 29 日㈫　9 時 30 分～ 12 時
毎週㈫・㈭（9 月 24 日㈫・26 日㈭は休講）
10 月 31 日㈭　9 時 30 分～ 12 時　模擬試験
▶**場所**　コスモスプラザ 2 階　会議室 1・2
▶**講師**　大栄教育システム株式会社
▶**受講料**　3,750 円
▶**資料代**　3,300 円
▶**定員**　25 人（申込多数の場合は抽選）
▶**〆切**　8 月 20 日㈫
※ 11 月 17 日㈰甘木商工会議所で簿記 3 級試験が行われます。

平成 25 年度リブラ成果発表会は、9 月 28 日㈯、29 日㈰に開催します。
くわしくは広報 9 月号でお知らせします。

犬の里親を募集しています

環境防災課　☎ 42 - 6613

種類はマルチーズとヨークシャテリアのミックス。近隣に迷惑をかけないように飼育し、かわいがってください。登録、狂犬病予防注射のほか、繁殖を希望しない場合は、去勢･避妊手術を行ってください。小型犬なので、室内飼いをお願いします。

←写真は被毛カットしています

広報火消し

環境防災課　☎ 42 - 6609

私たちが普段、何気なく使っている電化製品は生活を豊かにする反面、管理の怠りや取り扱いの不注意によって火災につながる恐れがあります。このような火災を防ぐために電化製品の安全な取り扱いの知識を深めておく必要があります。火災はちょっとした不注意で発生します。正しく使用しましょう。

▶**注意しておくポイント**
・プラグを抜く際は、コード部分でなく、プラグ本体を持って抜くようにする
・プラグは、コンセントと緩みがないか点検する
・コードを束ねたり、ねじれたままで使用しない
・コンセントに差したままのプラグにほこりなどがついていないか点検・清掃する
・コードが家具の下敷きになったり、傷ついたりしていないか確認する
・使用していない電化製品のプラグは、コンセントから抜いておく
・電化製品は取扱説明書をよく読んで使用する

試験放送が行われます

環境防災課　☎ 42 - 6609

国民保護関連の緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム（通称 J-ALERT）」の情報伝達体制について万全を期すため、全国一斉の自動放送試験が行われます。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

▶**日時**　9 月 11 日㈬（予備日 10 月 9 日㈬）
試験① 11 時頃、
試験② 11 時 30 分頃

▶**内容**　防災無線から「これは試験放送です」という放送がそれぞれ 3 回流れます

夏の節電にご協力を！

環境防災課　☎ 42 -6613

この夏、９月 30 日（８月 13 日～ 15 日を除く）までの平日９時から 20 時の間、数値目標を設けない節電が求められています。町でも、積極的に節電の取り組みを継続しています。

▶**家庭での主な節電対策**
・緑のカーテンで節電
・冷房を 28℃を目安に設定（熱中症に注意）
・「よしず」や「すだれ」を併用する
・エアコンフィルター掃除・室外機周辺の片付け
・冷蔵庫に余分なものは入れず、熱いものは冷ましてから入れる
・人のいない部屋はきちんと消灯する
・テレビの画面はちょうどいい明るさで、見たい番組を決めて見る
・使わない電化製品のコンセントは抜いておく
・できるだけ同じ部屋で過ごし、家族団らんで節電

▶**役場での主な節電対策**
・太陽光パネルを屋上に設置し発電
※本庁舎１～３階の蛍光灯に相当する電気を発電（本庁舎年間電気料の 11.5%相当の約 87 万円分）
・部分消灯、昼休みは受付当番の机を除き消灯
・冷房 28℃設定、閉庁・閉館 30 分前に空調停止
・スーパークールビズに取り組む
・使っていない電化製品は主電源からきる
・水曜、金曜はノー残業デー
・庁内の入居事業者への省エネ・節電の協力要請
・エレベーターの節電
・職員の家庭での省エネ取り組みを強化

ふくおか
省エネ・節電
県民運動実施中！

ふくおか
エコライフ
応援サイト
http://www.ecofukuoka.jp/

緑のカーテンの例

児童扶養手当を受給中の人へ

健康課　☎ 42 - 6648

児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者のみなさんは、８月は現況届・所得状況届の月です。現況届・所得状況届は、受給者の前年所得の状況と８月１日現在の児童養育の状況を確認するためのものです。この届けをしないと８月以降の手当を受けることができなくなります。届けが必要な人には通知をしますので、必要書類等を持参のうえ、健康課年金係または総合支所住民課支所窓口係まで届出をしてください。児童扶養手当の受給から５年等経過月を迎えた人、および８月以降に迎える人は、現況届とあわせて「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」に関係書類を添えて提出してください。この届をしないと、８月以降の手当の２分の１が支給停止となる可能性があります。この届出が必要な人には、書類を送付しています。

児童扶養手当の支給要件
次のいずれかに該当する児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童、障がい児については 20 歳未満）を監護している親に代わりその児童を養育している人に支給されます。
①父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
②父（母）が死亡した児童（年金支給がない場合）
③父（母）が政令に定める程度の障がいの状態（年金の障がい 1 級程度）で、公的年金の加算対象となっていない児童
④父（母）の生死が明らかでない児童
⑤父（母）から 1 年以上遺棄されている児童
⑥父（母）が法令で 1 年以上拘禁中の児童
⑦母が婚姻によらないで出産した児童

特別児童扶養手当の支給要件
①身体障害者手帳の１～３級程度の障がいをもつ児童
②①程度の内部障がい（心臓病など）をもつ児童
③療育手帳ＡまたはＢ程度をもつ児童
④上記以外でも、精神および身体で法令に定める程度の障がいをもつ児童

※手当の支給申請には要件に応じた書類が必要です。また、所得による支給制限があります。